

決定された45の合併協定項目

【基本的事項】

No.	項目	合併協定項目の具体的に調整する内容
1	合併の方式	「新設合併（1市4町を廃して新しい市をおきます）」と「編入合併（一つの自治体の行政区域に他の自治体を加えます）」の2つの方式があります。選択によってその後の合併協議にかなりの違いを生じる最も基本的な事項です
2	合併の期日	新市の誕生する日です。合併協議会の設置から合併の成立までは、相当な期間が必要となることを踏まえ、合併の期日を定める必要があります
3	新市の名称	「新設合併」の場合は、1市4町がすべて廃されるため、新市の名称を決めなければなりません。「編入合併」の場合は、編入する市町の名称とすることが多いようです
4	新市の事務所の位置	「新設合併」の場合には、新たに事務所の位置を定める必要があります。「編入合併」の場合には、通常は編入する市町の事務所の位置となります
5	財産の取扱い	1市4町が持っていた財産（土地、建物、債権、債務など）は、すべて新市が引き継ぐことが原則になります。ただし、財産処分を必要とするときは、1市4町が協議してこれを定めます

【合併特例法による協議事項】

6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	「新設合併」の場合には、議員は全てその身分を失うことになるのが原則です。「編入合併」の場合には、編入される市町の議員はその身分を失うことになるのが原則です。いずれの場合も、合併特例法に任期や定数の特例措置が定められています
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	1市4町の農業委員については、任期等に関する特例が定められており、これらの特例措置の取扱いについて協議します
8	地方税の取扱い	1市4町の間で地方税の賦課に関し、著しい不均衡がある場合等不均一の課税をどうするか、また、不均一課税をする場合には、税目や実施時期等について協議します
9	一般職の職員の身分の取扱い	一般職の職員が引き続きその身分を保有するよう措置するとともに、職員の任用制度、給与その他の勤務条件の適用について、均衡を図るように協議します
10	地域審議会の取扱い	1市4町の区域を単位として設けられ、新市の施策に関して新市の市長から諮問を受け、または必要に応じて長に意見を述べることができる地域審議会を設置するかどうか、また、設置する場合、これを組織する構成員の定数、任期、任免などの組織や運営に関する事項を協議して定めます

【自治体の運営に関する基本的な事項】

11	特別職の身分の取扱い	合併により身分を失った特別職の職員をどのように処遇するかについて協議します
12	条例、規則等の取扱い	「新設合併」の場合には、1市4町で施行されていた条例、規則等はすべて失効し、新市の条例、規則等が施行されます。「編入合併」の場合には、編入する市町の条例、規則等を適用し、合併時に必要な改正を行うこととなります
13	事務組織及び機構の取扱い	合併後の円滑な行政執行のための事務組織及び機構の取扱いについて協議します。また、支所や出張所を設ける場合には、その位置、名称及び所管区域を条例で定める必要があります
14	一部事務組合等の取扱い	1市4町が構成団体となっている一部事務組合や広域連合、協議会、機関の共同設置、事務の委託については、構成団体に変動が生じるので、その取扱いについて協議します
15	使用料、手数料の取扱い	1市4町の間で、同一目的の施設の使用料や同一種類の事務の手数料が異なっている場合は、その取扱いについて協議します
16	公共的団体等の取扱い	1市4町の区域内の公共的団体等は、新市の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとされていることから、その取扱いについて協議します
17	補助金、交付金等の取扱い	1市4町が交付してきた様々な補助金、交付金等について、それぞれの内容を整理し、その必要性を検討するとともに交付先や交付基準等の調整を行います
18	町名・字名の取扱い	同一又は類似する町・字名について協議します
19	慣行の取扱い	市町民憲章、市町の歌、市町の花・木・鳥などの慣行は、その取扱いを協議します

【事務事業の一元化に係わる事項】

20	広報広聴事業の取扱い	32	児童福祉事業の取扱い
21	国際交流事業、姉妹都市の取扱い	33	保育事業の取扱い
22	情報公開に関する取扱い	34	高齢者福祉事業の取扱い
23	行政区の取扱い	35	国民健康保険事業の取扱い
24	コミュニティ施策の取扱い	36	介護保険事業の取扱い
25	消防防災事業の取扱い	37	保健医療事業の取扱い
26	消防団の取扱い	38	道路事業に関する取扱い
27	斎場に関する取扱い	39	公共交通に関する取扱い
28	ごみ処理に関する取扱い	40	土地利用に関する取扱い
29	上水道事業の取扱い	41	農林水産関係事業の取扱い
30	下水道（生活排水・し尿処理）事業の取扱い	42	商工・観光関係事業の取扱い
31	障害者福祉事業の取扱い	43	学校教育事業・通学区域の取扱い
		44	社会教育事業の取扱い

■合併協定項目とは

合併する市町は、新市の行政財政運営における特に重要な事項について確認のため合併協定書を作成します。

この合併協定書に記載される項目が合併協定項目です。

※表の中で、白抜き数字が協議会で先に方向性を協議し、それに基づき調整方針案を作成する7項目です

45	新市建設計画	合併後のビジョンを示すものとして、新市建設計画を作成します
----	--------	-------------------------------